

ハ別記(一)第二回、回答者ヲ交代シ之ガ説明ヲ為シタリ
 然ルニ職工代表ハ一應全負ニ認ル東アリトテ直クニ工
 場内食堂ニ一紙職工ヲ集メ右報告ヲ示シタルガ職工等
 ハ強硬ナル意見ヲ主張シテ回答ニ應ビズ結局別記(二)ノ
 要求ヲ提出スルコトニ決シタル為メ職工代表ハ之ヲ携
 ハ更ニ同支配人ト會見交渉スル所アリタルガ同支配人
 ハ再考ノ要求ルヲ以テ来ルニ十七日午後二時再會見シ
 タル旨述べタルヲ以テ職工代表又之ヲ添トシ午後四時
 四十分返出セリ
 概況右ノ如クナルカ職工側ハ二十七日ノ會見不調ニ終ラ
 バ何事カノ方法ニヨリ同支配人ヲ威嚇セントスル計画アル様
 様ナルヲ以テ嚴重視察警戒中ナリ
 右又申(一通)報 候也

別記(一)

第二回、回答書

一 第二回要求書ニ依ル解職手高が月分支給要求ノ件
 答 決定ニテ是ニ依ル解職手高賃金拾四日分ト常備員給
 十日分ヲ決定ニ基テ給與ス、手高ハ解職者ニ支
 給スル規定ニシテ退職者ニハ適用セズ

一 請員工賃ノ件

答 第一回回答書ニ通リ

一 請給與廃止ノ件

答 第一回回答書ニ通リ

(三) 飲工部昇給ノ件

答 (常備員給給時間) 借問ニ依テ

園 甲 高十部